

企画趣旨

飯島淳子

2004年に設立された法科大学院および公共政策大学院における20年にわたる教育・研究成果の一つとして、公共政策の形成・実現への関与の深化が挙げられる。法科大学院に関しては、公共訴訟や制度改革訴訟、政策形成訴訟の名の下に、抗告訴訟のみならず多様な訴訟形態を駆使して政策の是非を問う動きが注目され、公共政策大学院に関しては、政策法務や制度設計論を踏まえつつ、学際的な公共政策学に基づく政策提言が行われている。行政と司法は、伝統的公法理論によると、立法との関係において、立法の執行として位置付けられるが、議会を必ずしも第一次的・第一義的なアクターとしない公共政策の形成・実現の方法論が、教育・研究の一環として生み出されているともいえる。

これらは基本的にそれぞれに議論されてきたが、いまや、双方を視野に入れ、公共政策の形成・実現手法という観点から議論すべき段階に至っている。両専門職大学院を架橋するというだけでなく、近時の最高裁判例や下級審判決においてそうした傾向が強まっていることから、立法作用との関係を視野に入れながら、行政作用と司法作用が協働すべき分野、協働したほうがよい分野、協働してはならない分野を選り分けることをはじめ、学問的対象として検討を深めるべきであると考えられる。

そこで本特集は、行政作用と司法作用のそれぞれの特性・固有性に配慮しながら、双方をまたがる理論の可能性をも視野に入れ、まず総論として、公共政策学および公共訴訟のそれぞれについて、公共政策の形成・実現のための方法論を提示し、その上で各論として、個人の生と性、消費者

保護、社会保障、都市環境、自然保護および租税の6分野を取り上げ、行政と司法による公共政策の形成・実現のありようを具体的に把握し理論化を試みることにした。以下、各論考の簡単な紹介を行う。

牧原論文は、(1つのタイプの)公共政策大学院を創り上げた教育・研究の理論と実践に基づく公共政策学の方法論を余すところなく伝える。「多分野性と実務との協働」がそこでのキーワードである。実務を標準化した教育プログラム(「偶然」)を公共政策研究(「必然」)へ一般化していくには、「制度設計と同時にその作動への綿密な分析」が必要であるとして、司法行政研究とその副産物である辺野古新基地建設事案での実践をはじめ、優れた教育・研究・実務経験に基づく裏付けもなされている。

谷口論文は、公共訴訟の牽引者による公共訴訟の方法論がヴィヴィッドに言語化された貴重な論考である。公共訴訟の意義と機能(少数派の権利擁護を通じた公共性の実現、「逆さま」審査、制度の「バグ取り」、フォーラムの形成、市民性の醸成)、そして公共訴訟の存立条件(裁判の「公開」、違法確認)の積極的活用、異議申し立て可能性を内包する公共政策設計、市民活動との接続)が、具体性をもって体系化された。公共訴訟の存立も公共政策設計のあり方や市民社会の基盤に懸かっている。「誰に対しても開かれている(Open)」こと、それゆえ他者との連関の中で変容していく可能性を有していること」は、「公共」のダイナミズムそのものである。

以上の総論を踏まえ、各論では、それぞれの分野に即した分析の視点・手法に基づいて事象を把